

戦時期の女性労働者動員政策と産業報国会： 赤松常子の思想に着目して

Horikawa, Yuuri / 堀川, 祐里

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大原社会問題研究所雑誌 / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

715

(開始ページ / Start Page)

44

(終了ページ / End Page)

65

(発行年 / Year)

2018-05-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00014893>

戦時期の女性労働者動員政策と産業報国会

——赤松常子の思想に着目して

堀川 祐里

はじめに

- 1 労働運動家としての赤松常子の女性労働者に対する視点
- 2 女性労働の変容と大日本産業報国会生活指導部
- 3 赤松の動員政策に対する視点と思想の時代的な制約

おわりに

はじめに

本稿は戦時期の女性労働者動員政策と産業報国会との関係について、産業報国会女性指導者のひとりであった赤松常子に着目し、彼女の動員政策に対する視点について明らかにするものである。赤松を含む女性指導者たちは動員政策によって女性労働問題の変貌に直面する。その中で女性指導者たちはどのような主張を行い、またその主張はなぜ実現しなかったのか、さらに赤松が戦時下で女性労働者の保護について主張を行おうとする際にいかなる制約を持ったのかについて明らかにしたい。

1940年、日本において労働組合はすべて解散させられ、労使関係当事者の団体はすべて産業報国会（以下、産報）のもとに再編された。産報を運営した人物はそのほとんどが男性であったが、全国的統括指導組織である大日本産業報国会生活指導部には4人の女性指導者が参加した。しかし、先行研究において彼女たちの活動や思想についてはほとんど明らかにされてこなかった。研究の一部として女性指導者に着目したものとしては、管見の限り塩田（1984）、大羽（1988）、佐藤（2003）などにとどまっている⁽¹⁾。

赤松は戦前に労働運動家また産報女性指導者として女性労働者に関わり、戦後は再度労働運動家として、また初の女性参議院議員のひとりとして活動した。しかし、赤松について論じた研究はあるもののその内容は十分ではなく、赤松の生涯の中でも一部分のみについて言及した研究であった

(1) 産業報国会研究については、近年『大原社会問題研究所雑誌』664号に特集が生まれ、その可能性が見直されている。なお、従来の産業報国会研究については榎（2014）に詳しいが、これまでの蓄積においてジェンダー視点からの業績はなかったといっても過言ではない。

り、別の主題の論考の一部として赤松に言及したりした程度にとどまっていた⁽²⁾。また、生涯の中でも戦時期については抜け落ちたままになっている。赤松の戦時期の活動と言説の思想的背景を明らかにすることは、産報研究の進展のみならず、赤松という女性運動家の戦時思想研究の進展にも寄与することができるものである。

戦時期の赤松の思想を分析するにあたり、ここでは産報の思想に関する先行研究を再構成する。戦時期の産報国会の思想は、主に2つに分けられると考えられる。まず河原（1978）は、当時の労働観を「全体主義的労働観」と「皇国勤労観」とに分類した⁽³⁾。この「全体主義的労働観」とされていた労働観の立場を塩田（1982）は「社会政策派」とし、「皇国勤労観」を「日本主義派」としている。塩田は、「社会政策派」は「労働力の保全・育成をはかる上で福利厚生、労働条件の向上など労働者保護の物的保障を重視する立場」であり、「日本主義派」は「皇国産業道の精神修養・練成を優先する立場」であるとした⁽⁴⁾。そこで、産報指導者であった赤松の言説を分析するにあたって本稿では、先行研究で「全体主義的労働観」、「社会政策派」とされた労働観を「戦時社会政策的労働観」とし、これと「皇国勤労観」とを、分析の視座として用いる。ここで「戦時社会政策的労働観」と定義するのは、まず河原が用いた「労働観」と「勤労観」の対の関係を援用したいと考えるためである。河原の用語からは、戦中のこの時期において「労働」という言葉が「勤労」に置き換えられていった史実⁽⁵⁾を踏まえようとする意図が汲み取れ、「皇国勤労観」に対比して「労働観」を用いているものと思われる。さらに「全体主義的労働観」や「社会政策派」の立場が依拠した考え方である「戦時社会政策」という語を用い、本稿ではこの立場を「戦時社会政策的労働観」と定義する。

以下ではまず産報に参加する以前の赤松の女性労働者に対する視点について整理する。その上で産報が女性労働者にいかに関わろうとし、どのような主張を行ったのか、そしてその主張はなぜ実現することはなかったのかについて分析する。最後に産報指導者となった赤松について、その女性労働者動員政策に対する視点を考察し思想の制約について明らかにする。

(2) 赤松の総同盟の時期については、阿部・成田（1982）217-263頁；鈴木（1985）509-533頁；同（1991）101-166頁において分析がある。また、社会民衆婦人同盟の時期については石月（1982）193-226頁；同（1996）279-317頁に、占領期の活動については、桜井（1987）85頁；田口（2003）174-176頁；豊田（2007）90-112、150-179頁；上村（2007）30、52-53、65頁などが挙げられる。なお、赤松常子顕彰会（1966）と赤松常子編集委員会（1977）には、赤松の生涯が伝記の形でまとめられており、多くの研究でこの2点を赤松の情報の拠り所としている。しかし、2点の書籍はあくまで追悼の意を込めた伝記的な側面が強く、赤松の行動を評価したり、行ってきた労働運動や政治活動の背後にある思想を分析したりする意図はない。

(3) 河原（1978）102-125頁。「皇国勤労観」は戦中から用いられていた言葉であり、新聞等にも確認することができる。例として1942年10月12日付『読売新聞』、1943年2月25日付『朝日新聞』など。一方で「全体主義的労働観」は「皇国勤労観」に並ぶ戦時労働観の形態として河原が名づけたもので、河原はその代表的なものを昭和研究会の専門研究会であった労働問題研究会に見いだせるとしている。

(4) 塩田（1982）163-177、186-188頁。

(5) 労働科学研究所の三浦豊彦は、1940年頃において「この時期は『労働』という文字は忌みきらわれ」ていたと記している。労働科学研究所（1981）136頁。後藤（1944）が厚生大臣の説明を用いて論じているところによれば、「労働」という言葉を「勤労」と改めたのは、「労働といふ言葉が、労資の対立とか、労働を物として見るとか、あるひは苦痛を連想するやうな言葉である」ためだったとされる。「皇国本来の勤労は、国民の総てがお上へ仕へまつる喜びであり、大きな榮譽」であると考えられていた。後藤（1944）1頁。以下、引用に際して旧字体は新字体に改めた。

1 労働運動家としての赤松常子の女性労働者に対する視点

赤松常子は1897年8月11日に山口県都濃郡徳山村（現周南市）の徳応寺という寺に生まれた⁽⁶⁾（表1）。赤松の父・照幢^{しょうどう}と、母・安子は寺を開放して当時でいう孤児院を設けるかわら、幼稚園、女学校を経営し、刑余者のための宿泊所も作るといった多角的な活動を行っていた。赤松は両親を手伝い、母の死後は父とともに同和問題にも取り組んだ。その後、東京帝国大学にて新人会を結成した運動家である兄・赤松克麿の勧めから京都女子専門学校（現京都女子大学）国文科に入学する。そこで賀川豊彦の実践活動を知るにおよび、赤松は賀川の活動に関わるようになった⁽⁷⁾。1920年代初め、赤松は日本各地で起こる労働争議をきっかけに労働運動に飛び込もうと決意して京都女子専門学校を中退し、大阪で労働者としての経験を持った⁽⁸⁾。その後、本格的に労働運動に取り組むために1923年8月に上京するもまもなく関東大震災が起き、赤松は賀川が始めた救済活動に加わり本所被服廠跡にテントを張って保育を行うこととなった。この生活が約1年間続き、赤松は結核で倒れ療養生活を送ることとなるが、1年間ほどの療養を経て1925年には日本労働総同盟に依頼し五反田にある岡部鉄工の消費組合の店番に就職した⁽⁹⁾。その後、赤松は1926年12月の総同盟の第2次分裂後に、総同盟婦人部の再建活動に取り組むこととなった⁽¹⁰⁾。

1927年より赤松が記事を執筆し始めた『労働婦人』⁽¹¹⁾からは、繊維を中心とした主に未婚の女性労働者たちについての赤松の考察を多く見ることができる。女性労働者たちの労働や生活環境についてその悲惨さを生々しく描写し、また争議活動についての苦難の様子も克明に記している⁽¹²⁾。『労働』⁽¹³⁾や『労働婦人』の誌面を追っていくと、赤松が労働争議のほか各支部の研究会や懇親会、座談会に精力的に出席していたこともわかり⁽¹⁴⁾、女性労働者たちから信頼を得ていたことが推察される⁽¹⁵⁾。そのような赤松の問題意識は、繊維産業を中心とした、経済的理由から働かざるを得ない未婚の女性労働者たちに向けられていたと考えられる。

(6) 赤松常子編集委員会（1977）5頁。

(7) 『婦人之友』45巻11号、1951年11月1日、56-60頁；赤松常子顕彰会（1966）2-26頁；赤松常子編集委員会（1977）6-8、102頁。

(8) 『同盟』68号、1964年2月15日、59-60頁；赤松常子顕彰会（1966）14-26頁；赤松常子編集委員会（1977）102頁。

(9) 赤松常子顕彰会（1966）18、27-30頁；赤松常子編集委員会（1977）10、103頁。

(10) 鈴木（1991）112-114頁。

(11) 『労働婦人』は1927年10月から1934年2月まで発行された、総同盟婦人部の機関誌である。赤松が「編集主任」であった『労働婦人』は6年4ヶ月の長きにわたって定期的に発行され、これは戦前日本の労働組合婦人部の機関誌としては他に例がない。鈴木（1985）509-533頁；同（1991）101-166頁。

(12) 例として『労働婦人』1冊、1927年10月7日、19-20頁；『労働婦人』48冊、1931年12月1日、22-23頁など。

(13) 『労働』は、総同盟の機関誌である。1912年11月に創刊された友愛会の機関誌『友愛新報』が、1914年11月に『労働及産業』と改題し、さらに1920年1月号からは『労働』となった。その間、友愛会は1919年に大日本労働総同盟友愛会と名称を改め、1920年に日本労働総同盟友愛会に、さらに1921年に日本労働総同盟となった。渡辺（1969）565-571頁。

(14) その例として『労働』275号、1934年6月1日、17頁；同292号、1935年11月1日、15頁など。

(15) 鐘紡の婦人労働者に行った調査では「一番うれしかったこと」に、多くが「赤松常子さんが指導して下さいました」を挙げた（『労働婦人』31冊、1930年6月10日、12頁）。また紡織沼津支部で行われた調査でも「生きてある人で一等偉いと思ふ方の名前を三人書いてください」という質問に対し、一番の票を集めたのは赤松常子であった（同52冊、1932年4月1日、14-17頁）。

表1 赤松常子の出生から、戦後の参議院議員当選まで

年	月 日	一般事項	労働組合に関する事項	赤松常子についての事項
1897	8月11日			山口県都濃郡徳山村（現周南市）に赤松照幢と安子の長女として出生
1912	8月1日		友愛会の結成	
1913				母・安子が死去
1915				父とともに同和問題に取り組む
1918				京都女子専門学校、国文科に入学 神戸葺合区の貧民窟にある賀川豊彦の事務所で働き、貧民救済活動を手伝う
1919	8月30日		大日本労働総同盟友愛会（友愛会）と改称	
1920	10月3日		大日本労働総同盟友愛会から日本労働総同盟友愛会へ改称	
1921				父・照幢が急逝 京都女子専門学校を中退
1921	10月3日		日本労働総同盟友愛会から日本労働総同盟（総同盟）へ改称	
1922				労働者経験を持つため、大阪北区一帯の工場を遍歴する生活を1年ほど続ける
1923	8月			上京する
1923	9月1日	関東大震災		
1923				賀川豊彦の行う本所被服廠跡での救済活動を手伝う
1924				結核で倒れ、1年間の療養生活を送る
1925				総同盟に依頼し、五反田にある岡部鉄工の消費組合の店番に就職
1925	5月24日		総同盟第1次分裂〔日本労働組合評議会（評議会）の結成〕	
1926	12月4日		総同盟第2次分裂〔日本労働組合同盟（組合同盟）の結成〕	
1927	4月27日			大日本自転車争議に参加
1927	6月24日		労働婦人連盟の創立	
1927	6月			大日本紡績橋場工場争議に参加
1927	8月		総同盟第6回中央委員会で「婦人部機関誌発行の件」が正式に可決	
1927	8月30日			岡谷山一林組争議に参加
1927	9月16日			野田醤油争議に参加
1927	10月7日			総同盟婦人部機関誌『労働婦人』1冊発行
1927	10月16日			総同盟昭和二年度全国大会において、女性で初めての大会書記に任命される
1927	11月		社会婦人同盟の創立	

年	月 日	一般事項	労働組合に関する事項	赤松常子についての事項
1927	11月			総同盟の機関誌『労働』に初めて赤松の執筆した記事が登場する
1928	4月		評議会の解散	
1928	7月		社会婦人同盟が社会民衆婦人同盟と改称	
1928	11月			社会民衆婦人同盟『民衆婦人』創刊
1928	12月		日本労働組合全国協議会（全協）結成	
1929	3月25日			東京モスリン吾妻工場争議に参加
1929	6月26日			大阪紡織天満支部争議に参加
1929	9月18日			群馬県上州絹糸紡績争議に参加
1929		世界恐慌		
1929	9月16日		総同盟第3次分裂〔労働組合全国同盟（全国同盟）の結成〕	
1930	4月10日			鐘紡争議（兵庫工場）に参加
1930	6月1日		組合同盟と全国同盟が合同して全国労働組合同盟（全労）となる	
1930	8月8日			八王子久保田織物従組争議に参加
1930				社会民衆婦人同盟による母子扶助法定運動が台頭
1931	3月6日			日本セルロイド争議に参加
1931	5月3日		社会民衆婦人同盟と労働婦人連盟の合同	
1931	6月25日		日本労働倶楽部の結成	
1931	8月14日			群馬県近富製糸工場争議に参加
1931	9月	柳条湖事件（満州事変）		
1932	1月19日			レナウンメリヤス工場争議に参加
1932	3月			『民衆婦人』の事実上の廃刊
1932	4月		社会民衆婦人同盟の分裂	
1932	4月16日			関東紡織平塚支部争議に参加
1932	8月		社会大衆婦人同盟の結成	
1932	9月25日		日本労働組合会議（組合会議）の結成	
1932	10月18日			シンガーミシン争議に参加
1933	11月11日			喫茶店「エデン」女給争議に参加
1934	2月			『労働婦人』の廃刊
1934				女性として初の総同盟婦人部長に就任（以後、総同盟解散まで務める）
1935	2月17日			東京モスリン金町工場争議に参加
1935				総同盟婦人部において女子労働者退職手当法案の研究会を行う
1936	1月5日		全労と総同盟が合同して全日本労働総同盟（全総）となる	

年	月 日	一般事項	労働組合に関する事項	赤松常子についての事項
1936	9月			東京モスリン争議に参加
1937	5月19日			伊豆持越金山争議に参加
1937	7月	盧溝橋事件 (日中戦争)		
1939	11月3日		全総が分裂して日本労働総同盟（総同盟）と産業報国倶楽部となる	
1940	7月21日		総同盟の解散	
1940	7月27日			産業報国連盟による懇談会に出席
1940	11月23日		大日本産業報国会の創立	
1941	2月			パイロット万年筆会社の教育係に就職
1941	3月12日			大日本産業報国会厚生局生活指導部に参加
1941	12月	太平洋戦争開始		
1942				産業報国会労務指導協議会に出席
1945	8月15日	敗戦		敗戦を世田谷、千歳船橋の家で迎える
1945	8月25日			「戦後対策婦人委員会」設立に参加
1945	10月22日			日本社会党結党協議会に参加
1945	11月2日			日本社会党結成大会にて婦人部長に就任
1946	7月22日			労働基準法制定のための諮問会議である、厚生省労務法制審議委員会小委員会の委員となる
1946	7月31日		全国繊維産業労働組合（全繊同盟）を結成	
1946	8月1日		日本労働組合総同盟の結成	日本労働組合総同盟婦人部長となる
1947	4月7日	労働基準法公布		
1947	4月20日	第1回参議院議員通常選挙		婦人当選者中最高得票（252,369票）を獲得して当選する

出所：以下の文献、資料より筆者作成。

赤松常子顕彰会(1966)：赤松常子編集委員会(1977)：天池清次(1990)『友愛会・総同盟運動史——源流をたずねて』民社党教宣局：石月静恵(1996)『戦間期の女性運動』東方出版：一番ヶ瀬康子(1968)「母子保護法制定促進運動の社会的性格について——母子保護法制定史(一)」『社会福祉』14号、29-51頁：上村千賀子(2007)：鈴木裕子(1991)：清閑寺健(1952)『母の山脈』大日本雄弁会講談社：総同盟五十年史刊行委員会(1966)『総同盟五十年史第二巻』：徳応寺(1992)『寺史』徳応寺：法政大学大原社会問題研究所(1999)『日本の労働組合100年』旬報社：『歴史評論』編集部(1979)『近代日本女性史への証言』ドメス出版：『労働』196号、1927年10月1日；同197号、1927年11月1日；同272号、1934年3月1日：『労働婦人』9冊、1928年8月9日；同73冊、1934年2月1日：『民衆婦人』No.1、1928年11月25日：『婦人運動』16巻2号、1938年2月1日：『同盟』68号、1964年2月15日：『流動』12巻11号、1980年11月1日：1941年8月10日付『朝日新聞』：1945年9月30日付『読売報知』：1945年10月17日付『読売報知』。

赤松は「労働組合法獲得運動に参加せよ」という論考において、「日本の資本主義の繁栄は実に、抵抗力の最も弱い婦人労働者を踏み台にしてその頭上に築かれてゐる」という問題意識を明らかにしている。女性労働者が「搾る丈搾り取られる結果」資本家が膨大な利益を上げている一方で、労働者の賃金や待遇は「他の産業労働者と比べて、一番低いし待遇も全く奴隷の様」になるのだと述べた⁽¹⁶⁾。赤松の関心の中心は教育も十分に受けられぬまま、資本家から「搾り取られる」状態にあった女性労働者たちに置かれていた。特に訴えたのは賃金問題であり、「男女同一労働に対する男女同一賃金」⁽¹⁷⁾は赤松が運動の当初から主張した課題であった。日中戦争勃発後、女性労働者の動員が議論されている頃にも「男の賃金の約半分だと云ふ女の賃金はどうかにならないもの」かと主張している⁽¹⁸⁾。

赤松が所属した社会民衆婦人同盟の機関誌『民衆婦人』等からは、赤松が婦人参政権運動や、社会民衆婦人同盟の代表的運動であった母子扶助法制定運動（制定時は「母子保護法」）にも参加していたことがわかる⁽¹⁹⁾。しかし、たとえば赤松が母子扶助法制定について執筆した記事は、繊維産業の女性労働者について分析した文章に比べればやや淡泊とも受け取れるものである⁽²⁰⁾。母子扶助法の制定運動における赤松の存在感も大きくはない⁽²¹⁾。それは、赤松の問題意識の焦点が労働問題に当てられていたためであろう。赤松が婦人参政権運動や母子扶助法制定運動にも関心を持ち、女性の地位向上に関するそれらの運動にも関わっていたのは確かである。しかし、同時期に活動していた他の女性運動家と比較すれば、赤松が主として活動したのは女性労働者の劣悪な労働環境の改善のための運動であった。

それではこのような問題意識を持った赤松は、戦時期にいかに関心を持って活動していくのかについて次に見ていく。

2 女性労働の変容と大日本産業報国会生活指導部

(1) 戦時期における女性労働者動員政策の方向性と経営側の反応

戦時体制下において、女性は動員政策によって徐々に強制的に労働現場に引き出されるようになった⁽²²⁾。女性労働者動員政策としてはまず、重工業にいかに関心を持って女性労働者を従事させるかということの方針が出された。それは、日中戦争の開戦に伴う労働力需要の増大で、能率給で働く男性熟練工の賃金が上昇することにより、男性熟練工の稼働率の低下が問題となったためである。熟練工の

(16) 『労働婦人』30冊、1930年5月1日、2-3頁。

(17) 『労働婦人』10冊、1928年9月1日、2-3頁。

(18) 『婦人運動』16巻2号、1938年2月1日、12-18頁。なお、本稿においては戦間期における繊維産業についての議論を展開することはできないが、製糸業、綿紡績業、織物業を包括的に論じた研究としてはハンター（2008）が挙げられよう。また、近代日本の雇用労働の一典型として、戦間期の製糸工女について分析した実証研究としては榎（2008）を参照されたい。

(19) 『民衆婦人』No.7、1929年12月15日、6-7頁；同No.15、1930年8月25日、4-5頁。

(20) 『労働婦人』32冊、1930年8月1日、4-5頁。

(21) 一番ヶ瀬（1968）35-51頁。

(22) 広田（1961）28-30頁。

確保が難しくなる中の打開策として、作業方法や作業時間、作業量をマネジメントすることによって、女性や子どもを熟練工に代わる労働者として育成することが考えられた⁽²³⁾。1939年に発せられた「労務動員計画実施ニ伴フ女子労務者ノ就職ニ関スル件」という通牒では、「重工業方面ニ於ケル女子ノ就業」について、女子の就業が適するものについてその基準が示された。女子に「就業適当ナルモノ」は、「(イ)比較的単純簡易ナル作業(ロ)手指ヲ主トスル軽筋的作業(ハ)半熟練的作業又ハ非熟練的作業」であった⁽²⁴⁾。当時、簡単な同一作業を反復的に行うものは「仕事に対する忠実性及び忍耐力の優越さ」によって、女子のほうが男子よりもはるかに優秀だとされていた。また女子は一般的に筋力が低く、作業強度がなるべく低いものが適しているとされた⁽²⁵⁾。そのため、女性には「簡易」で「非熟練」的な「軽筋的作業」が適するという言説は、企業にとっても女性労働者にとっても受け入れられやすかったと考えられる。

よって、女性労働者の動員のために注力されたのはもともと男性が行っていた作業を分割することにより、女性でも作業できるようにする工夫であった。女性の身体への負担を軽くするということは、苛酷な労働環境に女性を動員するにあたり重要な取り組みであった。このような「女子労務管理」に関する研究が、労働科学研究所などによってこの時期盛んになされている⁽²⁶⁾。

しかしながら、女性の就業を可能にするためにもともと男性熟練工が行っていた作業を分割して簡易にすることは、女性の労働の価値を低く留め置き、賃金を低く抑える役割をも同時に持つものであった。ある工場において「女工使用の長所」と認められたのは「男工に比較して安い賃銀で雇用できること」であり、さらには「事変中は女工を多数雇つても、事変後になつて、男工が戦線から帰へると、女工は家庭に入るから、工具が多すぎるといふ懸念がないこと」だとされていた⁽²⁷⁾。この時期、戦時に女性労働者を採用することが増えても、戦争が終われば女性は家庭に戻るため男性の脅威にはならない、という言説が散見され、この考えが経営側に安心して女性を雇用させる動機となった⁽²⁸⁾。

女性労働者が経営側にとって「男子に比して賃銀の安い事、また男子と違つて一生涯の世話を見る必要のない」ために「経済上の利益」となっているということは、当時においても女性労働者を保護しようとする立場からは指摘されていた⁽²⁹⁾。渡邊（1939）は日本工業協会⁽³⁰⁾の態度が女性に「一人前の労働者としての賃銀を支払はないでおき度い希望」を示していることを指摘した。そして「低賃銀を維持しようとする資本家の女子熟練工化阻止」を批判し、「不熟練性、単純性は、けつして女子労働力の天性的性格でないことは何人も疑はない」と訴えた⁽³¹⁾。

(23) 金子（2013）159-160頁。

(24) 労働省（1961）926-928頁。

(25) 谷野（1939a）；同（1943）（北川編（1985b）88-89、199-200頁）。

(26) 古沢（1943）や、桐原（1942）などが挙げられる。なお、戦時期の「女子労務管理研究」については、田邊（1967）；早川（1991）；塩田（1986）；堀川（2017）などを参照されたい。

(27) 『マネジメント』16巻3号、1939年（赤松・原田監修（2002）775頁）。

(28) 『マネジメント』16巻2号、1939年（赤松・原田監修（2002）770頁）。

(29) 東京連合婦人会（1940）76頁（高野（1988）76頁）。

(30) 日本工業協会は、第1次世界大戦後の不況期に設立された、工場法適用工場の連合会である工場懇話会を母体とした半官半民の事業者団体である。田中（1982）31頁。

(31) 渡邊（1939）66-75頁（赤松・原田監修（2002）754-763頁）。

このように戦時期には稼働率の安定のために男性熟練工を女性労働者によって代替させようとし、従来男性熟練工が行っていた作業を分割し簡易化して女性労働者が従事できるようにする方策がとられた。それは女性の身体への負担を軽減させる側面があった反面、作業の「半熟練」「非熟練」化は女性労働の低賃金を維持することに協力する側面もあった。そこでこの事態に際して女性労働者を保護する立場から提言を行おうとしたのは、産報生活指導部に参加した赤松たち女性指導者であった。

(2) 大日本産業報国会の創立と、女性指導者の生活指導部への参加

戦争の長期化により労使関係も転換を迫られ、労使の対立観念を払拭し「労使一体、産業報国」の実をあげることが強く要求されるようになった。1937年頃から産業報国運動が始まり、1940年11月23日には運動の全国的統括指導組織として大日本産業報国会が創立される。労働組合はすべて解散させられるとともに、類似団体を統合するという方針から労働科学研究所など数団体が産報に統合された。産報運動は官民一体の組織的国民運動を建前とし、本部総裁は厚生大臣があたった。第2次世界大戦に突入すると、産報に法的根拠を与えようとする論議が起こるが、最終的に1942年、産報をはじめ各種の国民運動団体は大政翼賛会の傘下に統合されることとなる⁽³²⁾。

大日本産業報国会の創立時、一般労働者たちには運動に対する一定程度の積極的期待があった。それは「精神訓育」ではなく、福利厚生施設の完備や物資の円滑配給などに対するものであった。しかしながら、事業実施のために設置された大日本産業報国会中央本部の役職員の思惑や期待は多様であり、思想的背景は主に2つに分かれていた。役職員の思想的背景は、「労働力の保全・育成をはかる上で福利厚生、労働条件の向上など労働者保護の物的保障を重視する立場」である「戦時社会政策的労働観」と、「皇国産業道の精神修養・練成を優先する立場」である「皇国勤労観」に分かれていたのである。「戦時社会政策的労働観」の背後にあった考え方は大河内一男の「戦時社会政策論」である。労働科学研究所などの産報運動に対する態度はこの「戦時社会政策論」に基づくものであり、風早八十二や服部英太郎等の社会政策学者が産報運動に期待を寄せたのは、産報における労働者の自発性喚起や労働者保護の側面であった。一方、「皇国勤労観」の立場は産報運動に「精神訓育からさらには修養团的色彩」を持たせようとした⁽³³⁾。「皇国勤労観」は、戦時労働体制を支える精神的支柱として強調され、「家族主義的擬制を維持し、資本と権力にむけられかねない労働者の不満を天皇の権威によって封殺し」、生産増強をはかるという役割を果たした⁽³⁴⁾。

そのため中央本部発行の労務管理に関する指導書やパンフレットには、「戦時社会政策的労働観」と「皇国勤労観」の見解が共存する状況にあったのである。結果、人事配置として運動の実践部門が「皇国勤労観」を支持する立場の役職員で構成されたことなどから、「戦時社会政策的労働観」の立場の影響力は大きくはなかった。「戦時社会政策的労働観」の立場の役職員は「労働力の育成培養、労働力の適正配置、福利厚生の改善指導」といった分野にはほとんど関与できなかったのである⁽³⁵⁾。

大日本産業報国会中央本部の機構およびその所管事項は次頁表2のように構成されていた⁽³⁶⁾。本

(32) 労働省 (1961) 867-868, 880-881, 885, 899 頁。

(33) 塩田 (1982) 163-177, 186-188 頁。

(34) 河原 (1978) 102-125 頁。

(35) 塩田 (1982) 172-177 頁。

(36) 労働省 (1961) 885 頁。

表2 大日本産業報国会中央本部の機構および所管事項

機構		所管事項
秘書課		
調査室		<ol style="list-style-type: none"> 1 総合企画に関する事項 2 各種時事問題の調査研究に関する事項 3 資料の蒐集, 整理, 保管に関する事項 4 統計に関する事項
総務局	庶務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 人事に関する事項 2 表彰に関する事項 3 会則及付属規定の制定並に改廃に関する事項 4 会議に関する事項 5 文書の接受, 発送, 編纂及保存に関する事項 6 官庁に対する申請, 諸届, 報告に関する事項 7 其他庶務に関する事項 8 他の室及部課の主管に属せざる事項
	経理部	<ol style="list-style-type: none"> 1 予算及決算に関する事項 2 会費の徴収に関する事項 3 財産の管理及処分に関する事項 4 金銭の出納及保存に関する事項 5 用度に関する事項 6 其他経理に関する事項
	組織部	<ol style="list-style-type: none"> 1 道府県産業報国会, 地方鉱山部会及産業報国会の組織の整備強化に関する事項 2 道府県産業報国会, 地方鉱山部会及産業報国会の指導の統轄に関する事項 3 産業報国運動の実績調査に関する事項 4 産業別部会に関する事項 5 各種団体との連絡に関する事項
錬成局	訓練部	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導者養成講習会其他指導者の錬成に関する事項 2 講習会の講師派遣及斡旋に関する事項 3 中央指導者養成所に関する事項 4 其他教育訓練に関する事項
	普及部	<ol style="list-style-type: none"> 1 経営精神及勤労精神の確立昂揚に関する事項 2 産業報国精神昂揚の為の現地指導に関する事項 3 防諜に関する事項 4 其他産業人の思想確立指導に関する事項
	青年部	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業青年の組織指導に関する事項 2 産業青年の集団訓練に関する事項 3 産業青年国防訓練所に関する事項 4 其他産業青年の訓練に関する事項
労務局	管理部	<ol style="list-style-type: none"> 1 労務管理一般の指導に関する事項 2 労働法令の普及徹底に関する事項 3 賃金協定の指導其他労務統制への協力に関する事項 4 労働紛争の防止に関する事項 5 職業指導に関する事項 6 労務需給の調査研究に関する事項

労務局	技能部	1 技能の向上に関する事項 2 能率増進に関する事項 3 技能競争に関する事項 4 熱管理に関する事項 5 発明考案の奨励に関する事項
	安全部	1 危害防止其の他安全運動に関する事項 2 公害防止に関する事項
厚生局	保健部	1 産業衛生に関する事項 2 体育運動の指導に関する事項 3 栄養の改善に関する事項 4 環境整備に関する事項 5 其の他保健体育に関する事項
	生活指導部	1 生活刷新に関する事項 2 貯蓄奨励其の他戦時国策への協力に関する事項 3 金融其の他経済施設の指導奨励に関する事項 4 産業婦人の保護指導に関する事項 5 家庭婦人の指導に関する事項 6 生活相談所に関する事項 7 不具廢疾者の職業再教育に関する事項 8 其の他福利厚生に関する事項
	文化部	1 勤労文化の指導奨励に関する事項 2 文化機関の地方派遣に関する事項 3 産業報国会に関する事項 4 機関紙の発行其の他出版に関する事項 5 映画の製作並に巡回映画班に関する事項 6 其の他啓発宣伝に関する事項

出所：労働省（1961）『労働行政史 第1巻』労働法令協会，885-890頁より筆者作成。

稿で着目する赤松を含めた女性指導者は、このうち厚生局生活指導部での活動を求められた。産報運動に女性が関わっていったのは1940年7月頃からである⁽³⁷⁾。そして1941年3月12日、大日本産業報国会中央本部に赤松のほか、谷野せつ、大島美代、渡邊松子が参加することとなった⁽³⁸⁾。

彼女たちはそれまで何らかの形で女性労働者に関わる仕事に従事していた人物たちであった。谷野せつは1928年に工場監督官補として登用された最初の女性である⁽³⁹⁾。大島美代は奥むめおの主催した「働く婦人の家」で職業婦人の指導にあたっており、また渡邊松子は神田基督教女子青年会で有職婦人部の仕事をしていた⁽⁴⁰⁾。渡邊は自身の任務について、「日本中の職業婦人のほんとの声、真剣な願ひ、声なき声をきいて、それを産報の計画の中に生かす努力をすることが私の与へられた

(37) 『女性展望』14巻9号，1940年9月1日，25頁。

(38) 赤松常子編集委員会（1977）25，115頁。

(39) 北川編（1985a），（1985b）には谷野が記した1928年から1944年頃までの論文が収められており，谷野が行った工場や寄宿舎の見廻りや深夜業体験等の報告は，戦時下の資料の乏しい時期の記録として貴重なものである。

(40) 1941年3月13日付『朝日新聞』；渡邊（1941）13-15頁；赤松良子（1985）。

任務」だと思っていた⁽⁴¹⁾。このような抱負が語られたのは、女性の地位向上のために戦間期の運動をリードした女性運動家や女性知識人であっても、労働者の生活となると皆がその実情を等しく把握していたわけではなく、理解が不十分である者が存在したことが背景にあると考えられる。

ある座談会では米の配給について、米が「余る」ことが議論の焦点となり、参加者のある者から各家庭では米が余っていることが提起されると、次々と米余りの悩みが寄せられた。すると、経済的に恵まれた階層にあった女性たちからの厚い支持があり、「生活刷新」を掲げて翼賛を行った女性知識人である羽仁説子は「副食物を充分取るところではお米が余る」と述べた。さらに、皇族妃を総裁とした官製女性団体である愛国婦人会評議員で、戦争協力のために多くの要職についた女性知識人である吉岡彌生は「配給の米だけで暮らすとして足りないことがあるでせうか」と疑問さえ抱いた⁽⁴²⁾。そこで赤松は「働く人には足りません。それで昼食は会社で食べても足りないのです」と申し出る。しかし吉岡は、日本人は米を食べすぎるために胃腸が悪いとして、「保健上油があれば大丈夫だ」と続け、この座談会で米が足りないことを訴えたのは、赤松と保育園を営む徳永⁽⁴³⁾のみであった⁽⁴⁴⁾。

戦時には生活において無駄を省き節約をすることが呼びかけられたが、赤松は「生活刷新と云ふが一定の生活より以下の人々には実際問題としては出来ない」⁽⁴⁵⁾とし、「今まで恵まれない生活程度におかれていた紡績婦人に、この上節約しろとは、本当に云い得ない」⁽⁴⁶⁾と訴えていた。当時においても女性が抱える生活の問題はひとくくりには論じることができなかった。特に、羽仁や吉岡らの女性知識人たちと、一方で都市下層の子どもたちの世話にあたってきた徳永や、「女工」たちと運動をともにしてきた赤松との間で、女性労働者の生活実態に関する理解は隔絶していたといえる。女性の生活問題は階層によって異なり、さらにその点を把握していたかどうかは、同時期に女性の地位向上のために活動した女性運動家や女性知識人においても差があった。

(3) 産報女性指導者の主張した方策とその方策の実現を阻んだ要因

上述したように、女性労働者の賃金が戦時期においても低いまま維持される可能性があり、また女性知識人の中には女性労働者の実情を理解していない者もいた現状に際して、産報女性指導者たちは女性労働者への「技術教育、職業教育指導」を主張するようになる。それは上記に見たように、もともと男性熟練工が行っていた作業を「簡易」「非熟練」化して女性に行わせることが、経営側にとっては女性労働者を安価に使い続けられる手段として受け入れられたことに対する抵抗であったと考えられる。男性の稼ぎ手を失った家庭においては、女性が生計を立てるべく労働して

(41) 渡邊（1941）15頁。

(42) 『婦人之友』35巻11号、1941年11月1日、59-66頁；鈴木（1986）13、76、189頁。

(43) 1887年東京市に生まれ、都市下層の子どもたちのための託児施設であった二葉幼稚園（1916年に二葉保育園に改称）の保母となる。1931年二葉保育園長に就任するが、東京大空襲により施設を焼失する。敗戦後は戦災遺児や棄て子の保護、引き揚げ母子家庭の世話に奔走し、1954年に女性で初の名誉都民に選ばれている。鈴木編著（1998）153-154頁；宍戸（2014）125-184頁。

(44) 『婦人之友』35巻11号、1941年11月1日、66頁。

(45) 『産業報国』24号、1940年9月1日（鈴木（1994）449-454頁）。

(46) 『労働』325号、1938年8月1日（鈴木（1994）260-261頁）。

いた。そのため、女性の賃金を男性並みに引き上げることは必須であった。そこで赤松たちは「技術教育、職業教育指導」の重要性を説き、女性たちに簡易作業だけでなく、手に職となるような技能を形成させることを求めた。女性の低賃金問題の改善は、赤松にとっては産報女性指導者となる以前からの問題意識の延長線上にあったと考えられる。

女性指導者たちは、働く女性にとってとまどいを感じさせるものは、「ある時は工場に出よといひ、ある時は産めよ殖やせよで早婚を奨励される」という矛盾した命令だとした。そして「もし女性の労働力を真剣に動員しようと欲するならば、すつかり肚をきめて女性の技術教育、職業教育指導に乗りだしてほしい」と主張した⁽⁴⁷⁾。赤松らは職業婦人の組織化と技術の習得を提起し⁽⁴⁸⁾、産報は1942年の暮れに「女子工具技能対策研究会」を実施する。ここでは男子工具との配置関係や、技能指導者の問題などについて意見交換がなされた⁽⁴⁹⁾。

このように「技術教育、職業教育指導」に力が入られようとしたのは、谷野による女性労働に関する調査が生かされた結果ともいえる。谷野によれば、女性労働の質的変化により労働災害が増加し、質的にも悪化するという現実があり、この調査が「養成訓練を充分に行ふ」という主張に結びついていったと考えられる⁽⁵⁰⁾。この「技術教育、職業教育指導」については、女性労働者からも要望があり、それは「女子を一定の範囲だけにとどめず、もつと向上させて下さい」といったものであった。谷野は「現実の工場での有様をみると、大方は男子労務者の養成には力を入れても、女子労務者に対しては『母性として必要な家事教養のたしなみ』程度のことさへ考えられてゐないところが多い」と述べている。谷野は労働災害の防止とともに、実際に働く女性労働者たちの要求にも即して「技術教育、職業教育指導」を主張したと考えられる⁽⁵¹⁾。

しかしながら、1943年に女子挺身隊を自主的に組織せよとする「女子勤労働員ノ促進ニ関スル件」が発令されると、産報の女性労働への取り組みは「技術教育、職業教育指導」ではなく、もっぱら「女性指導員」の募集になっていく。この「女性指導員」は一般から希望を募って指導者養成を行っていくもので、さまざまな事項を教育して工場に配属し「女子勤労働指導の第一線」に送り出そうというものであった⁽⁵²⁾。しかし、それは赤松たちの主張した「技術教育、職業教育指導」のための指導員ではなく、未婚女性の「母親代わり」だったのである。

この時期、労働力の不足⁽⁵³⁾から政府は『週報』において、これまでに生活に余裕のないものは「産業戦線」に乗り出しており、今後動員するのは「生活に余裕のある層」だとしていた⁽⁵⁴⁾。そのひとつが女子挺身隊であるが、その際に重要視されたのは、未婚女性を動員することであった。そ

(47) 1941年4月25日付『朝日新聞』。

(48) 赤松常子編集委員会(1977)25, 115頁。

(49) 1942年11月26日付『朝日新聞』；1942年12月1日付『朝日新聞』。

(50) 昭和研究会事務局(1940)17-18, 42頁。なお、この『女子労働に関する報告』は当初、谷野が労働問題研究会委員として研究会に提出したものであり、昭和研究会事務局が谷野の諒解を得て刊行するに至った。

(51) 昭和研究会事務局(1940)32-33頁。

(52) 1943年6月12日付『朝日新聞』；1943年6月29日付『朝日新聞』。

(53) この時期の「労働力不足」については加藤(1970)に詳しい。戦間期における「労働力不足」は「低賃金若年労働力」の不足を意味していたが、日中戦争開始後における「労働力不足」は上記に加えて「徴兵による壮年熟練労働力の不足」によって深刻化した。加藤(1970)84-92頁。

(54) 情報局(1943)27-28頁。

これは「人口政策確立要綱」との兼ね合いから、既婚女性には人口増産の役目を果たしてもらう必要があったからである⁽⁵⁵⁾。しかし、政府のいう「生活に余裕のある層」である未婚女性を動員することは政府にとって難しいものであった。嫁入り前の大切な娘が工場へ行けば、女としての成熟期に誰が親身になって身体世話から躰までしてくれるのか、ということは母親たちの不安の種だった⁽⁵⁶⁾。当時の新聞記事に見られるのは、若い女子の工場進出を妨げる原因が母親にあり、その状況を改善させる必要があるという論調であった。動員政策にも「母親ノ理解協力ヲ得ルノ方途ヲ講ズルコト」とされた⁽⁵⁷⁾。

そのため、そのような不安を払拭するために「将来妻として母として必要な心構へ、料理、裁縫などから毎日の生活の仕方まで」導く「女性指導員」が求められたのである⁽⁵⁸⁾。未婚女性たちの母親代わりとなる「女性指導員」を養成するために、「女子勤労指導員養成講習会」が行われていくこととなった⁽⁵⁹⁾。新聞では「女性指導員」になるよう、娘をすすんで送り出す母親の言葉などが紹介され⁽⁶⁰⁾、さらには「幹部錬成」までがなされるようになった⁽⁶¹⁾。「女性指導員」がいよいよ工場に配属される壮行会には「出征させる気持で娘を激励する母親」の姿があったという⁽⁶²⁾。

この「女性指導員」は「少女達の母代り」⁽⁶³⁾であって、産報中央本部の女性指導者たちが当初考えていたような、職場における「技術教育、職業教育指導」を目的としたものではなかった。産報女性指導者たちが、女性の「技術教育、職業教育指導」を訴えた一方で、女性知識人たちはこぞって職業教育よりも良妻賢母教育を主張した。赤松は1944年時点でも「女子の技術指導者」の養成を主張していたが、女子の「技術教育、職業教育指導」を主張する立場が大きな影響力を持つには至らなかった⁽⁶⁴⁾。

産報中央本部の女性指導者たちが女性労働者の動員のために必要だと主張したこと、実際に産報が女性労働者に対して行った方策には齟齬が生じた。それは、政府が重点を置いたことが経済的に恵まれた階層の未婚女性たちの動員であったためである。経済的な必要性から労働現場に自然に押し出される女性たちへの方策は、政府からは求められていなかった。このことと関連して、女性指導者たちの所属組織が生活指導部であったことも、女性指導者たちの考えた方策の実現を阻んだと考えられる。表2に示したとおり、女性に関わるものが生活指導部の所管事項にまとめられていることが見て取れる。しかし、本来労働に関わる事項は労務局が取り扱っている。ここから読み取れるのは、女性労働が男性労働とは別の領域で扱われるものであったということである。女性労働は男性の労働問題とは切り離されて、女性の領域の中に押し止められていた。その領域が「生活」

(55) 奥(2009) 338頁。

(56) 1943年11月19日付『朝日新聞』。

(57) 労働省(1961) 1126頁。

(58) 1944年1月4日付『朝日新聞』。

(59) 1943年11月19日付『朝日新聞』。

(60) 1944年1月4日付『朝日新聞』。

(61) 1944年2月3日付『朝日新聞』。

(62) 1944年2月20日付『朝日新聞』。

(63) 1944年6月27日付『朝日新聞』。

(64) 『産業と婦人』28号, 1944年9月1日(鈴木(1994) 517-519頁); 塩田(1984) 126頁。

であり、よって「産業婦人の保護指導」として求められたのは、「家」における将来の女性役割が疎かにならないための躰であった。女性が労働者として手に職をつけ、賃金を高めていけるような「技術教育、職業教育指導」の要求は、女性にあてがわれた領域である「生活」というジェンダーの枠組みを脱することは難しかった。

以上のように戦時期における女性労働者動員政策では、重工業の男性熟練工が行っていた作業を女性労働者が代替していくための方針が出された。労働科学研究所などによって研究がなされ、従来の男性の仕事を分割する形で女性労働者にあてがった。これは労働環境の悪さから女性労働者を保護する側面があった一方で、経営側にとっては、男性労働者が不足している状態の中でも女性労働者を安価に使い続けられる根拠を与えるものでもあった。そのような状況から、産報中央本部に参加した女性指導者たちは女性労働者が技術を身につけられるように「技術教育、職業教育指導」をすることを主張した。しかしながら実際に産報によって養成された「女性指導員」に求められたのは、母親代わりとして未婚女性の「生活指導」をすることであった。それは、それまで賃金労働を行っていなかった未婚女性の動員にあたって、未婚女性の母親が不安に思ったことが、娘に将来妻や母となるために身につけるべき躰や生活の仕方が身につかない可能性があることであったためである。産報中央本部の女性指導者たちが参加することになった組織は「生活指導部」であり、産報において女性はあくまで「生活」の領域にとどまっているものであると位置づけられていた。よって、動員政策を進めるために産報に求められたのは未婚女性たちの母親を安心させる「生活指導」であり、「女性指導員」の役割は「少女達の母代り」であった。それは産報女性指導者たちが意図していた「技術教育、職業教育指導」を担う指導員ではなかった。

3 赤松の動員政策に対する視点と思想の時代的な制約

(1) 「戦時社会政策的労働観」から考察する赤松常子の動員政策に対する視点

以上のように、産報女性指導者が女性労働者の動員のために必要だと主張したことと、実際に産報が行った方策には齟齬があった。そのような状況の中で赤松は動員政策に対していかなる視点を持っていたのだろうか。

戦時期の女性労働の変容に伴って赤松の問題意識は、未婚女性労働者の労働環境の改善から、既婚女性労働者の労働環境の改善へと問題意識の重点を移していたと考えられる。統計資料が欠けていることから、戦時期の既婚女性労働者の正確な数は不明である。しかし、1943年には「既婚女子の占むる割合は著しく増大した」⁽⁶⁵⁾とされており、労働現場には一定程度の既婚女性労働者が層をなしていた⁽⁶⁶⁾。この時期、稼ぎ手の男性を失った家族では経済的な面で既婚女性が労働し生計を

(65) 谷野(1943)(北川編(1985b)202頁)。

(66) 堀(1991)133-152頁;早川(1993)30-39頁。なお傍証として、戦時期には保育所の数が著増した。戦前の保育所は、常設保育所と農村の季節保育所に分けられ、常設保育所は、1937年には885箇所には過ぎなかったが、1944年には2,184箇所となる。また季節保育所も、1937年に11,447箇所であったものが、1944年に50,320箇所と著増した。鷺谷(1980)18-24頁。

立てなければならなかった⁽⁶⁷⁾。戦時期になり既婚女性労働者は「産めよ殖やせよ」という人口増産と、労働力の提供の両方を課せられていた。赤松はいわゆる満州事変以降、家計が窮迫したことを背景に「既婚婦人の労働を余儀なく」された状況を捉えており、既婚女性の増加率が逐年高まる中において母性保護の重要性を指摘していた⁽⁶⁸⁾。そこから戦時期になり、赤松は既婚女性労働者の労働環境の改善を強く主張していくようになる。赤松は「物資飢饉と物価高とはさまれて勤労階級の生活程度の引下げは余儀なくされ」てきたが、根本的な解決がなされないことを訴えていた⁽⁶⁹⁾。特に、「生産力の増強と人口の増加とその二つの方面から板ばさみになつてゐるのが現在家庭を持つて働いてゐる婦人たち」であるとして、「家庭生活を背負つて働いてゐるこれらの人々に対して、家事に育児に国家社会の協力の手が力強く差し伸べられねばならない」と述べた⁽⁷⁰⁾。

戦時期にも工場法における女性労働者保護である産前産後の休暇と哺育時間は継続していた。ただし谷野の調査によれば、それらの保護さえも不十分なものであった⁽⁷¹⁾。赤松は既婚女性について、「殊に世帯をもつた婦人は職場の中でも若い娘さんのいやがる汚い仕事とか、辛い仕事、疲れる仕事に多く就かせられる。むろん工場法で婦人の労働は保護されているのですが、それが実際は充分守られてゐない、そのみか当の婦人達がどういふ風に保護されてゐるかといふことすら知らされずにゐる」⁽⁷²⁾として、経済的事情から賃金労働を行っていた既婚女性労働者が労働現場においては未婚女性が嫌がる過酷な労働に就き、さらには自分たちが工場法上は保護職工であり就業条件に制限が定められていることも知らないという状況を訴えている。当時、軽作業を主体とした工場では既婚女性は少なかったが、重労働を含む工場では既婚女性の割合が増した⁽⁷³⁾。赤松は工場で働く母親である女性労働者の授乳の問題など、労働者の声を反映させようと試みた⁽⁷⁴⁾。戦時下において赤松は女性労働者の中でも既婚女性労働者の労働状況の改善を訴えていた。既婚女性労働者は人口増産の役割を果たしながらも経済的な必要性により賃金労働をし、さらにその労働は未婚女性の倦厭する過酷な労働であった。

さらに1943年当時、赤松の注意は「労力の偏在」の是正にあつて、「都会の中には若い娘さんの労力が沢山余つてゐる」、「これを組織的に編成して利用することがより急務」だと述べている⁽⁷⁵⁾。赤松が若い女性の労働力を動員しようとしたのは、経済的な必要性から賃金労働を行わざるを得なかった既婚女性の労働状況に着目したためであったと考えられる。赤松が未婚女性を動員しようとした主張したのは、労働と同時に子育ても行う既婚女性が従事させられている「辛い仕事、疲れる仕

(67) 堀（1991）136-140頁。なお千本（1990）では、明治後期から大正期には「夫の収入だけで家計費が賄える」世帯が工場労働者層や都市下層の一部にも見られるようになったことを明らかにしている。千本（1990）187-228頁。また、同（2012）は都市化が女性有業率に与えた影響に関する分析がなされており、1920年において特に「大都市」では女性有配偶者の有業率は極めて低かったことを指摘している。同（2012）292-298頁。

(68) 総同盟紡織労働組合『昭和七年度大会報告書』1932年（鈴木（1994）176-178頁）。

(69) 『女性展望』14巻3号、1940年3月1日、28頁。

(70) 『婦人之友』37巻6号、1943年6月1日、9頁。

(71) 谷野（1939b）（北川編（1985b）97-108頁）。

(72) 『婦人之友』37巻6号、1943年6月1日、9頁。

(73) 昭和研究会事務局（1940）6-7頁。

(74) 『婦人之友』35巻11号、1941年11月1日、60頁。

(75) 『婦人之友』37巻6号、1943年6月1日、10頁。

事」を未婚女性労働者に代替させることで、既婚女性の労働環境を改善しようという意図であったのではないだろうか。これは政府が人口増産に差し支えないよう、「遊休女子」と呼ばれたそれまで賃金労働を行っていなかった女性たちの中でも既婚女性は動員しようとせず、未婚女性の動員政策を推し進めようとしたのとは、異なる視点から主張されたものであった⁽⁷⁶⁾。

有馬（1983）は昭和研究会に設けられたさまざまな専門研究会のうちのひとつであった労働問題研究会⁽⁷⁷⁾について人的構成に着目して分析している。その中で有馬は「戦時社会政策論」の思想を形成していった労働問題研究会メンバーに、大河内一男、風早八十二のほか、労働科学研究所の桐原葆見や産報女性指導者である赤松常子、谷野せつなどが含まれていたことを明らかにした⁽⁷⁸⁾。さらに、1944年秋から1945年3月10日の東京大空襲の後あたりまで、赤松は大河内一男とともに研究会を持っていたことが明らかになっている⁽⁷⁹⁾。赤松が既婚女性の労働環境の改善のために、既婚女性の従事した仕事を未婚女性で代替させようと訴えた点に、労働力の「適正配置」を主張した「戦時社会政策的労働観」の立場を見いだせる。赤松は、大日本産業報国会中央本部の思想背景のうちでも「戦時社会政策的労働観」の立場に親和性があった可能性が考えられよう。上記に見たように、赤松は産報生活指導部としては女性労働者の賃金を向上させるような「技術教育、職業教育指導」を実現することができなかった。その中で、せめて既婚女性労働者の労働と子育てとの両立の状況を改善し、既婚女性が未婚女性の倦厭する仕事に従事していた状況を改善させようと主張したものと推測される。

（2）戦時下における思想の制約——併存する「戦時社会政策的労働観」と「皇国勤労観」

しかしながら、戦局の悪化が深まる中で思想の時代的な制約は避けがたいものであり、赤松は「戦時社会政策的労働観」とともに、「皇国勤労観」的な言説を併存させていた。女子挺身隊が実現した直後の時期に、赤松は「職場に輝かせ わが家族制度の美風」という記事を発表している。こ

(76) 経済的必要性から労働を行った既婚女性にとって賃金の多寡は就業先を選択する際に重要な条件であったと予想される。よって既婚女性が重労働を含むような工場においてその割合を増したの、重工業における賃金の高さも要因となっていたと推測される。そのため、既婚女性の行っていた作業を未婚女性で代替することは、賃金の面から考えれば既婚女性にとって必ずしも良い方策とはいえない。しかし、戦争が長期化する中で労働生活と家庭生活との両立という観点から、赤松は既婚女性の労働環境の改善のために既婚女性の行っていた労働を未婚女性で代替させようと主張したものと考えられる。なお、戦時期における既婚女性労働者の労働環境についての論考としては堀川（2018a）を参照されたい。また、上記に述べたように赤松は「技術教育、職業教育指導」によって女性労働者の賃金は上昇するものだと考えていたことが推測されるが、戦時期の賃金についての議論は「生活給」の議論へと進むことになる。戦時期における女性の賃金については堀川（2018b）を参照されたい。

(77) 昭和研究会は1933年10月から1940年11日まで活動した「近衛体制理念のブレン・トラスト」と目された研究団体である。しかし「一般にいわれるような研究所ではな」く、学者、官僚、ジャーナリスト、実業家などが集まって国策を研究し、その結果を政策として生かすという目的を持っていた。昭和同人会（1968）、1-8、313-316頁。昭和研究会には、政治、外交、経済、社会、教育、文化などの専門研究会が設けられた。大久保・永田・兵頭編著（2004）「解題」。そのうち労働問題研究会が活動を開始したのは1938年の2月から3月頃であったとされている。有馬（1983）1頁。

(78) 有馬（1983）1-12頁。

(79) 氏原（1981）299-300頁。氏原正治郎はこの研究会の書記を務め、研究会にはほかに、企業の労務担当者、陸海軍の工廠の労働担当者などが参加していた。

これは女性の動員に対して懸念を抱いていた首相・東條英機がラジオ放送を通して女性たちに送った言葉に、赤松が応えた記事である。その中で赤松は「首相は家族制度の美風と勤労に対してこまやかな心遣いをなさつてみますが私達女性は職場に勤労することによつて家族制度の美風を職場に溢れさせたい」と述べている⁽⁸⁰⁾。「家族制度」を賛美する形で疲弊する日本女性を鼓舞しようとしているが、これは「皇国勤労観」的な言説であり、「家族主義的擬制」⁽⁸¹⁾の維持によって戦時労働体制を支えようとする精神修養の色彩の強いものであった。

この時期、谷野にも皇国勤労観的な言説が見られた。谷野の当時の記録から、実際には戦時下において女性労働者が変わらず過酷な労働状況に置かれていたことが見て取れる。谷野も赤松同様、既婚女性労働者の労働状況には懸念を示しており、妊娠出産期の問題を挙げている⁽⁸²⁾。しかし谷野も「皇后陛下が生産場に働く女子民草の上に、御心をそそがせられ」ていることに、女性は「銃後勤労のために挺身してまゐるやうお誓ひいたしたい存じます」という言葉を残している⁽⁸³⁾。

のちの谷野に対する聞き取りによれば、当時の政府には施策案文に皇国観を記すため、官庁には国学者が囑託として勤務するという状況であったという⁽⁸⁴⁾。赤松にも谷野にも、既婚女性の過酷な労働状況を訴えながらも、「皇国勤労観」的な精神論を残さなければならない時代的な制約があった。戦時下に執筆された文章に対する検閲の影響もあったものと考えられ、「厳しい検閲の目を意識して、ある種の偽装をほどこした文章でつづられて」⁽⁸⁵⁾いた可能性もある。

ところで、赤松や谷野のように動員政策以前から女性労働に深く関わっていた女性運動家としては、奥むめおも挙げられる。しかし戦時期における赤松や谷野の置かれた状況と、奥との状況は異なるものであろう。奥が動員政策以前から目指していた生活の「協同化」や「合理化」は、戦時体制下においては女性の動員に有効な考え方でもあった。それは家事・育児のための時間を短くし、その分を戦争遂行のための労働へと充てることができるようになると考えられたからである。そのため戦局悪化の中で、奥は次第に公職に就かせられるようになる⁽⁸⁶⁾。奥自身ものに「わたしの“自治による生活の共同化、社会化”への夢は、戦争によって、いびつな形をとりながら実現化への道を一步ふみ出した」⁽⁸⁷⁾と語っているように、動員政策が開始される以前からの自身の主張がある意味で認められたことにより、奥は「戦争の最後の勝敗を決定するのは国民の生活力である」⁽⁸⁸⁾として、その主張をより戦争協力的な言説へと変化させていった。

戦時期には奥のように、戦間期の主張が戦時期の女性の動員にも有効な論理であったために、戦時期になると自身の主張を戦争協力的な言説にさらに寄せていくという女性運動家や女性知識人たちが存在した。しかしそのような思想の変容と、赤松や谷野のように戦時下の時代的な制約によ

(80) 1943年11月12日付『読売新聞』。

(81) 河原（1978）102-109頁。

(82) 谷野（1943）（北川編（1985b）202-204頁）。

(83) 1943年5月20日付『朝日新聞』。

(84) 北川（1986）93頁。

(85) 戸塚（1969）5頁。

(86) 鈴木（1986）162-186頁；上村（2012）61-62頁。

(87) 奥（1988）158頁。

(88) 奥（1942）293頁。

て主張に2つの思想的立場が見られるものとは、状況が異なるものであると考える。赤松には、既婚女性労働者の保護という視点から、政府の行う女性労働者動員政策の問題点を指摘する「戦時社会政策的労働観」の立場でありながらも、同時に「皇国勤労観」を反映させた言説も残さなければならぬ、戦時下における主張の制約があったものと考えられる。産報の指導者となった赤松には、女性労働者の労働環境の改善を目指すための思想的背景である「戦時社会政策的労働観」とともに、「皇国勤労観」を併存させることを通じてしか、女性の労働環境の改善を主張することはできなかった。

おわりに

以上のように、赤松には産報女性指導者となる以前から一貫して、経済的理由から働かざるを得ない女性労働者たちの労働環境に対しての問題意識があった。戦時体制下においては、重工業の男性熟練工が行っていた作業を女性労働者で代替するために、男性熟練工の作業を、「簡易」で「半熟練」、「非熟練」的な作業に分割する方針がとられるようになる。これは経営側にとっては女性労働者を低賃金で雇用し続けられる根拠として捉えられる側面があった。そこで女性労働者が非熟練であることによって低賃金が維持される可能性を打ち消すべく、産報女性指導者たちは女性労働者への「技術教育、職業教育指導」を主張した。しかし、産報に求められたのは未婚女性の「生活指導」であり、産報の取り組みは、動員されることとなった未婚女性の躰にとどまった。また、赤松の問題意識の重点は、戦時期に未婚女性労働者から既婚女性労働者へと移行していった。赤松は「戦時社会政策的労働観」から労働力の「適正配置」を訴え、労働と子育てとを両立し、未婚女性の倦厭する仕事に従事していた既婚女性労働者の労働環境の改善を主張した。しかし、戦時下の言説には時代的な制約があり、赤松は「皇国勤労観」をも反映させた言説を残すことなしに、既婚女性の労働環境の改善を主張することはできなかった。

当時の「産業興隆」=生産力向上がすべて戦争遂行につながっていった事実からすれば、戦争自体に抗わず、生産力の担い手たる女性労働者保護を行おうとする主張には、戦争協力責任が問われるかもしれない。しかしながら赤松の主張は、「働かざるを得ない」女性労働者たちの労働環境を改善しようという、産報女性指導者になる以前から一貫した問題意識に基づいたものであった。それは戦争協力が女性解放につながると考えて動員を推し進めた女性知識人たち⁽⁸⁹⁾とは異なる観点の主張であった。婦人参政権など、敗戦後に結実する運動を見越しての発言ではなく、あくまで戦時下を生き抜くために「働かざるを得ない」女性労働者たちの労働生活の改善を訴えたものであったと考えられる。また上記に述べた羽仁や奥のように、動員政策が開始される前からの自身の主張が戦争協りに利用されることで、翼賛へと向かっていったこととも異なる立場であった。このような点から赤松が、既婚女性労働者の労働環境の改善を主張し続けたということには、再評価が必要である。赤松が戦時下において経済的必要性から労働せざるを得ずさらには労働と子育てを両立しなければならなかった既婚女性労働者の労働環境の改善という視点を持っていたことについて、積

(89) 加納(2004)15頁。

極的評価がなされるべきである。

赤松は敗戦後も女性労働者の労働状況の改善のために主張を行った。敗戦直後の時期に赤松は、敗戦により女性労働者たちが被るであろう失業問題⁽⁹⁰⁾を予測し新聞に寄稿している。そこでは「男女を通じて全国的な適性配置を断行」し、「女子にできる仕事はなるべく女子に残して貰ひたい」と述べているが、これは戦時期に生計を担うことになった女性労働者たちの雇用を守ろうとする主張であったと考えられる。「日本女性の戦ひはこれからである」とする赤松の言葉は戦争が終わったという希望の中にはなく、戦後にこれから始まるであろう女性労働者にとっての「苦難の道」を見据えていたように思われる⁽⁹¹⁾。

（ほりかわ・ゆうり 中央大学大学院経済学研究科博士後期課程）

【参考文献】

- 赤松常子顕彰会（1966）『道絶えず——赤松常子，その人とあしあと』。
- 赤松常子編集委員会（1977）『雑草のようたくましく——赤松常子の足あと』大門出版。
- 赤松良子（1985）「戦前女子労働の貴重な証言」北川信編『婦人工場監督官の記録 谷野せつ論文集（上）』ドメス出版。
- 赤松良子・原田冴子監修（2002）『戦前婦人労働論文資料集成 第1巻一般』クレス出版。
- 阿部恒久・成田龍一（1982）「婦人運動の展開」鹿野政直・由井正臣編『近代日本の統合と抵抗 3』日本評論社。
- 有馬学（1983）「戦時労働政策の思想——昭和研究会労働問題研究会を中心に」『史淵』120輯，1-35頁。
- 石月静恵（1982）「1930年代の無産婦人運動」女性史総合研究会編『日本女性史5 現代』東京大学出版会。
——（1996）「戦時下民衆女性の戦争協力」『歴史評論』552号，57-66頁。
- 一番ヶ瀬康子（1968）「母子保護法制定促進運動の社会的性格について——母子保護法制定史（一）」『社会福祉』14号，29-51頁。
- 上村千賀子（2007）『女性解放をめぐる占領政策』勁草書房。
——（2012）「奥むめおにみる複合キャリアの形成過程——戦前の活動を中心として」『NVEC 実践研究』2号，51-66頁。
- 氏原正治郎（1981）「思い出すこと・思い出す人——ある調査屋の半生（座談会）」『社会科学研究』32巻5号，277-329頁。
- 榎一江（2008）『近代製糸業の雇用と経営』吉川弘文館。
——（2014）「産業報国会研究の可能性」『大原社会問題研究所雑誌』644号，1-5頁。
- 大久保達正・永田元也・兵頭徹編著（2004）『昭和社會經濟史料集成 第31巻 昭和研究会資料（1）』大東文化大学東洋研究所。
- 大河内一男（1940）『戦時社会政策論』時潮社。
- 大羽綾子（1988）『男女雇用機会均等法前史——戦後婦人労働史ノート』未來社。
- 奥健太郎（2009）「戦時下日本の労働動員と政府宣伝——『写真週報』に描かれた女性労働」『法学研究』82巻2号，329-356頁。
- 奥むめお（1942）「勤労女性と家庭」文部省蔵版『家庭教育指導叢書 第三輯』社会教育協会。
——（1988）『野火あかあかと——奥むめお自伝』ドメス出版。
- 加藤佑治（1970）『日本帝国主義下の労働政策』御茶の水書房。
- 金子良事（2013）「戦時賃金統制における賃金制度」『経済志林』80巻4号。

(90) 戦後，女性労働者は大規模な解雇に直面させられた。軍復員者と外地帰還者の失業問題に対応するため，1945年8月から10月までの間に約307万人の女性が失業したと推計される。豊田（2007）61-68頁。

(91) 1945年8月24日付『読売新聞』。

- 加納実紀代 (2004) 「白の軍団『国防婦人会』——女たちの草の根ファシズム」岡野幸江ほか共編『女たちの戦争責任』東京堂出版。
- 河原宏 (1978) 「戦時下労働の思想と政策」早稲田大学社会科学研究所ファシズム研究部会編『日本のファシズムⅢ——崩壊期の研究』早稲田大学出版部。
- 北川信編 (1985a) 『婦人工場監督官の記録 谷野せつ論文集 (上)』ドメス出版。
 ——編 (1985b) 『婦人工場監督官の記録 谷野せつ論文集 (下)』ドメス出版。
 —— (1986) 「『婦人工場監督官の記録』覚え書」『婦人労働』11号, 92-94頁。
- 桐原葆見 (1942) 『女子の労務指導』東京産業報国会。
- 後藤清 (1944) 『勤労体制の法的構造』東洋書館。
- 桜井絹江 (1987) 『母性保護運動史』ドメス出版。
- 佐藤千登勢 (2003) 『軍需産業と女性労働——第二次世界大戦下の日米比較』彩流社。
- 塩田咲子 (1982) 「産業報国運動の実態と機能」大原慧編集代表『社会政策学会年報 第26集 現代日本の賃金問題』御茶の水書房。
 —— (1984) 「戦時期日本の女子労働について」『高崎経済大学論集』27巻1号, 109-135頁。
 —— (1986) 「戦時期の女子労務管理——女子保護の背景」『婦人労働』11号, 84-91頁。
- 宍戸健夫 (2014) 『日本における保育園の誕生——子どもたちの貧困に挑んだ人びと』新読書社。
- ジャネット・ハンター著 / 阿部武司・谷本雅之監訳 (2008) 『日本の工業化と女性労働——戦前期の繊維産業』有斐閣。
- 情報局 (1943) 『週報』346号, 27-28頁。
- 昭和研究会事務局 (1940) 『女子労働に関する報告』昭和研究会。
- 昭和同人会 (1968) 『昭和研究会』経済往来社。
- 鈴木裕子 (1985) 「〈解題〉総同盟婦人部の活動と『労働婦人』」法政大学大原社会問題研究所・総同盟五十年史刊行委員会編『日本社会運動史料 機関紙誌篇 第174回配本——日本労働総同盟婦人部機関誌労働婦人 (6)』法政大学出版局。
 —— (1986) 『フェミニズムと戦争——婦人運動家の戦争協力』マルジュ社。
 —— (1991) 『女性と労働組合 (上) ——労働組合婦人部の歴史』れんが書房新社。
 ——編・解説 (1994) 『日本女性運動資料集成 第6巻』不二出版。
 ——編著 (1998) 『日本女性運動資料集成 別巻』不二出版。
- 田口亜紗 (2003) 『生理休暇の誕生』青弓社。
- 田中萬年 (1982) 「技能者養成に関する日本工業協会の役割——『見習工ノ採用並ニ養成方法』報告を中心に」『日本産業教育学会研究紀要』12号, 31-46頁。
- 田邊照子 (1967) 「戦時中の女子労務管理」『労務研究』20巻3号, 2-5頁。
- 谷野せつ (1939a) 「機械工場に於ける婦人の進出と其適応性に関する調査」『産業福利』(北川編 (1985b), 73-95頁)。
 —— (1939b) 「事変下に於ける工場婦人の労務事情と其の保護方策——特に乳幼児保護の基柢としての婦人労務者保護に就いて」『社会事業』(北川編 (1985b), 前掲書, 97-108頁)。
 —— (1943) 「女子労務の問題」『産業福利』(北川編 (1985b), 前掲書, 197-204頁)。
- 千本暁子 (1990) 「日本における性別役割分業の形成——家計調査をとおして」荻野美穂・田邊玲子・姫岡とし子・千本暁子・長谷川博子・落合恵美子『制度としての〈女〉——性・産・家族の比較社会史』平凡社。
 —— (2012) 「都市化と女性有業率——1920年国勢調査を用いて」『同志社商学』63巻5号, 278-298頁。
- 東京連合婦人会 (1940) 『昭和十五年婦人年鑑』(高野義夫 (1988) 『婦人年鑑⑥昭和15年版』日本図書センター)。
- 戸塚秀夫 (1969) 「戦時社会政策論の一回顧」『社会科学研究』21巻1号, 1-55頁。
- 豊田真穂 (2007) 『占領下の女性労働改革——保護と平等をめぐって』勁草書房。
- 早川紀代 (1991) 「戦時期の母性論」東京歴史科学研究会婦人運動史部会編『女と戦争——戦争は女の生活

- をどう変えたか』昭和出版, 245-274 頁。
- （1993）『戦時下の女たち——日本・ドイツ・イギリス』岩波書店。
- 広田寿子（1961）「統計からみたわが国女子雇用の構造」『社会政策学会年報（第9集）婦人労働』有斐閣。
- 古沢嘉夫（1943）『婦人労働者保護』東洋書館。
- 堀サチ子（1991）「十五年戦争における女子労働政策と既婚女子労働者」東京歴史科学研究会婦人運動史部会編『女と戦争——戦争は女の生活をどう変えたか』昭和出版。
- 堀川祐里（2017）「戦時期の『女子労務管理研究』と女性労働者の健康——労働科学研究所を中心に」『中央大学経済研究所年報』49号, 337-368 頁。
- （2018a）「戦時動員政策と既婚女性労働者——戦時期における女性労働者の階層性をめぐる一考察」『社会政策』9巻3号, 128-140 頁。
- （2018b）「戦時期における女性労働政策の展開——総動員体制下の健康と賃金に焦点をあてて」法政大学大原社会問題研究所／榎一江編著『戦時期の労働と生活』法政大学出版局。
- 労働科学研究所（1981）『労働科学研究所60年史話 創立60周年記念』労働科学研究所。
- 労働省（1961）『労働行政史 第1巻』労働法令協会。
- 鷺谷善教（1980）「戦時下における母子対策と保育政策」『日本社会事業大学研究紀要——社会事業の諸問題』26集, 1-41 頁。
- 渡辺悦次（1969）「解題」法政大学大原社会問題研究所・総同盟五十年史刊行委員会編『友愛会機関誌 労働及産業（1）』法政大学出版局。
- 渡邊多恵子（1939）「戦時工業と女子労働者」『中央公論』54巻1号, 66-75 頁（赤松・原田監修（2002）, 前掲書, 754-763 頁）。
- 渡邊松子（1941）「産業報国会に入つて」『女子青年界』38巻5号, 13-16 頁。